

令和 7 年度

配水施設工業計器点検委託

特 記 仕 様 書

周南市上下水道局

配水施設工業計器点検委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、「令和7年度配水施設工業計器点検委託」に適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他は、すべて本仕様書に準拠し、監督職員の指示により点検作業に当たるものとする。本仕様書に特に定めていない事項については、協議の上決定するものとする。

2. 疑義の解釈

本特記仕様書および設計図書に疑義を生じた場合は、監督職員と協議の上、監督職員の解釈によるものとする。

仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議のうえ定めるものとする。

3. 作業工程表

着工に先だち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受けなければならない。

また、作業日程等の詳細については打合せにより決定する。

尚、実施工程表等に変更の必要が生じたときは、速やかに監督職員に申請し承認を受けること。

4. 作業日報及び報告書

- (1) 受注者は、点検内容とその必要事項を記載した点検日報を随時提出しなければならない。
- (2) 作業報告書は、委託仕様書及び点検項目表に基づき点検、調整の結果を報告書にまとめ、1部提出するものとする。
- (3) 点検試験写真は、点検箇所等が明確にわかるように説明を添付し1部提出するものとする。
- (4) 作業報告書及び点検試験写真をデータ化（PDF形式）したものを記憶媒体（CD-R又はDVD-R等）に保存し提出するものとする。

5. 費用の負担・点検作業

用具、点検機器等作業に要する機材は、全て受注者の負担とする。

受注者が技術上点検補修をすることが不可能な場合には、協議の上決定するものとする。

6. 安全衛生管理

- (1) 本委託の実施にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、災害防止に万全の対策を講じ安全責任者を定めて管理しなければならない。
- (2) 本委託場所は、公共水道施設であるので、環境衛生には充分注意し、不要な場所には立入らぬよう特に注意すること。

- (3) 本委託に従事するすべての作業員については、微生物検査（検便）を行い検査報告書の写しを提出すること。

7. 支払方法

- (1) 受注者は、業務完了検査に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、請負代金支払請求書を受理したときは速やかに支払うものとする。

8. 点検機器対象場所

1) 旧徳山配水施設

機器	施 設	数量	単位	備 考
流量計	馬島ポンプ所・配水池	3	台	受水流量・送水流量・配水流量
	給島水道施設	1	台	受水流量
	大原団地ポンプ所・配水池			
	桜南団地ポンプ所・配水池	2	台	送水流量・配水流量
	奈切ポンプ所・配水池	2	台	送水流量・配水流量
	曙団地ポンプ所・配水池	2	台	送水流量・配水流量
	黒岩団地配水池	1	台	配水流量
	秋月団地高区・低区配水池	2	台	配水流量（高区・低区）
	栄谷低地区ポンプ所・配水池	1	台	送水流量・配水流量
	栄谷高地区ポンプ所			配水流量
	城山団地ポンプ所・配水池	2	台	送水流量・配水流量
	金剛山配水池	1	台	配水流量
	望海台ポンプ所・配水池	2	台	送水流量・配水流量
	富岡西武井ポンプ所・配水池	1	台	送水流量・配水流量
	計	20	台	
水位計	馬島配水池	1	台	配水池水位
	桜南団地配水池	1	台	配水池水位
	奈切配水池	1	台	配水池水位
	鼓ヶ丘団地配水池	1	台	配水池水位
	曙団地配水池			
	黒岩団地配水池	1	台	配水池水位
	秋月団地低区配水池	1	台	〃
	秋月団地高区配水池	1	台	〃
	栄谷低地区配水池	1	台	〃
	城山団地配水池	1	台	〃
	幸の台団地配水池			〃
	金剛山配水池	1	台	〃
	望海台配水池	1	台	〃
	富岡西武井配水池	1	台	〃
	高尾団地低地区配水池			配水池水位（住宅課）
	計	12	台	
圧力計	給島受水槽	1	台	受水圧力
	奈切ポンプ所	1	台	受水圧力
	秋月団地低区配水池	1	台	受水圧力
	計	3	台	

2) 旧新南陽配水施設

機器	施 設	数量	単位	備 考
流量計 計	長田団地受水場	1	台	受水流量
	長田団地配水池			配水流量 (挿入式)
		1	台	
水位計 計	長田団地受水場・配水池			受水池水位・配水池水位
	坂根団地配水池	1	台	配水池水位
		1	台	
圧力計 計	長田団地受水場			受水圧力
		0	台	

3) 旧夜市戸田湯野配水施設

機器	施 設	数量	単位	備 考
流量計 計	才原ポンプ所・配水池	2	台	送水流量・配水流量
	畑中継ポンプ所・配水池	1	台	送水流量・配水流量
	菅原ポンプ所・配水池	2	台	送水流量・配水流量
	戸田山ポンプ所	1	台	送水流量
		6	台	
水位計 計	才原配水池	1	台	配水池水位
	畑配水池	1	台	配水池水位
	菅原配水池	1	台	〃
		3	台	
圧力計 計				
		0	台	

4) 熊毛配水施設

機器	施 設	数量	単位	備 考
流量計 計	原ポンプ場	1	台	送水流量
	太刀野配水池	1	台	配水流量
		2	台	
水位計 計	太刀野配水池	1	台	配水池水位
		1	台	
圧力計 計	原ポンプ場	1	台	受水圧力
		1	台	

※ 注記

1. 各機器に付属する電源箱・ディストリビュータ・警報設定器・避雷器等の点検を含む。
2. 点検の詳細については、打合せにより決定する。
3. 工業計器一覧内の朱書の機器については、本年度点検を行わない。
4. 大原団地及び高尾団地(住宅課管理)水道施設は、現在休止

9. 作業内容

No.	点検機器	点検・作業項目	備 考
1	流量計	・ 外観目視点検、清掃	
	EFM204U・W・AU（変換器）	・ 端子部確認	
	FMR204U・W・AR（発信器）	・ 供給電源電圧確認	
	FMR404U・R（発信器）	・ 設定値確認	
	TAV40/50/65/75/80/100V（一体形）	・ ゼロ点確認（流量停止可能時）	
	MGG10C（変換器）	・ アンプチェック	
	MGG11D（発信器）	・ 絶縁抵抗測定	
	T787F（変換器）	・ 直流抵抗測定	
	T782F（発信器）		
2	投込み式水位計	・ 外観目視点検、清掃	
	ELR200	・ 端子部確認	
	ELR200R	・ 設定値確認	
	ELR300	・ アンプチェック	
	LP009	・ 自己診断等確認	
	T153K	・ 実測水位比較	
3	差圧・圧力・液面伝送器	・ 外観目視点検、清掃	
	EPR-N7	・ 端子部確認	
	EPR-72W	・ ゼロ点確認	
	EPR-75-2W	・ 実測水位比較	
	EDR-75-2W		
	PB-4LA		
	PB-2L		
4	フロート式水位計	・ 外観目視点検、清掃	
	LE212-4	・ 端子部確認	
	LS212-2	・ 設定値確認	
		・ アンプチェック	
		・ 実測水位比較	
5	ディストリビューター	・ 外観目視点検、清掃	
	EDB-34L	・ 端子部確認	
	200DL	・ 特性試験	
	200DLA	・ 出力電圧測定	
	その他		
6	変換器	・ 外観目視点検、清掃	
	KYV-AA-B	・ 端子部確認	
	KVS-A6-B・C	・ 特性試験	
	200IC		
	210VF		
	TP2-A8F1		
	TP2-C7F1		
	TP2-C751		
	100・250ICA		
	VC-33VFA		
	VC-34VF		
	KSN-2AA		

No.	点検機器	点検・作業項目	備 考
7	警報設定器	・ 外観目視点検、清掃	
	220VAS-2	・ 端子部確認	
	VA-34SC	・ 設定値確認	
	KSL-A5/-A2/-62/-65/-B・R	・ 警報動作試験	
	210VAS	・ PV表示確認	
	KS2V-61-M2		
8	指 示 計	・ 外観目視点検、清掃	
	SR-36・37	・ 端子部確認	
	XL-110A	・ 特性試験	
	XL-110C		
	XL-110AB		
	H21		
	H22		
	DVF-11		
	DEF-150NT		
9	電 源 箱	・ 外観目視点検、清掃	
	EVS103	・ 端子部確認	
	EVS052	・ 出力電圧測定	
	EVS304A	・ 供給電圧測定	

※ 注記

- 1) 受注者が技術上点検補修が不可能な場合には、協議の上決定するものとする。
- 2) 用具、機器等作業に要する機材は、すべて受注者の負担とし作業日時等詳細は、監督職員と協議の上決定する。
- 3) 詳細については打合せによる。